

# 日本歯科大学

令和3年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 日本歯科大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

「自主独立」を建学の精神とし、使命・目的及び教育目的は学則及び大学院学則に明確に定め、具体的かつ簡素に文章化し、公表している。教育の基本理念を達成するために 10 項目の具体的教育目標を定めている。目的と教育目標は、建学以来不変の使命と精神を踏まえている。

使命・目的は教職員に対しても示され、理解と支持を得ている。建学の精神、大学の基本理念及び教育目標は学内外へ広く公表している。建学の精神、目的及び教育目標は、「学校法人日本歯科大学中期事業計画 2020～2027」（以下「中期事業計画」という。）、アクションプラン及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。

使命・目的を達成するために必要な学部・学科・研究科の組織は適正に設定され、的確に運用している。

#### 〈優れた点〉

○明治 40(1907)年の建学以来、長きにわたる伝統を継承しつつ、学部や研究科の名称を変更し、教育目標を時代の変化に対応すべく努力している点は評価できる。

#### 「基準 2. 学生」について

学部・研究科ごとに建学の精神及び教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、周知している。全ての入学試験において面接試験を課すことで、学生の受入れ方針に沿った学生を選抜している。各学年に学年主任及び副主任を配置し、教職協働による学修支援体制を整備している。

学生のニーズや社会的需要等を考慮して、基礎歯学・社会歯学・臨床歯学系科目を体系的・横断的に編成し、キャリア教育の基盤を構築している。附属病院での診療参加型臨床実習では、基礎的臨床技術や知識、医療人としての態度等が修得できる研修を実施して効果を挙げている。両キャンパスともに校地・校舎は設置基準を満たしており、教育目標の達成のための適切な施設・設備を整備している。学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備し、学修支援、学生生活、施設・設備の改善に適切に反映している。

#### 〈優れた点〉

○両歯学研究科において、学位の質や研究力を担保するために、研究中間発表会や「English

学内発表会」を実施していることは評価できる。

- 生命歯学研究科において、知的所有権の重要性についての指導を実施していることは評価できる。
- 学生相談室において、臨床心理士による予約制のカウンセリング体制を整備していることは評価できる。
- 生命歯学部においては、本館エントランスに防災センターがあり、24時間常駐体制による警備員の巡視が行われ、建物内外にある防犯カメラにより学内の安全性確保が図られていることは評価できる。
- 生命歯学部において、附属病院に歯科医師に必要な技術や救急救命の実習ができるスキルラボ室を設けていることは評価できる。

### 「基準3. 教育課程」について

両生命歯学部・両歯学研究科とも、教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを定め、周知を図っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、留級、卒業認定、修了認定の判定基準を定め、厳正に適用している。また、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを定め、これに基づき必要な科目を適切に配置して、教育課程を体系的に編成している。

両生命歯学部では学内試験や共用試験の結果、歯科医師国家試験の結果を「歯学教育支援センター」や「試験問題事後評価解析委員会」で分析し、その内容を教務部・学生部で検討した後、管理部署と関係委員会にフィードバックをして、学修成果の点検・評価を適切に行っている。両歯学研究科においては、学位論文の可否内容から学修成果を判定し、その結果を学生や指導教員にフィードバックすることにより、研究の質的向上にも活用している。

### 〈優れた点〉

- 病院実習と並行して生命歯学部では「口腔リハビリテーション多摩クリニック」、新潟生命歯学部では「訪問歯科口腔ケア科」や「在宅ケア新潟クリニック」などを活用し、訪問歯科診療や口腔リハビリテーション、食育を実践から学ばせていることは評価できる。

### 「基準4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップを発揮するために副学長を置き、適切に機能している。また、校務の最終決定権が学長にある旨を明確にし、教学マネジメントが適切に行われている。各部署の事務分掌事項を明確にし、適切な職員配置のもとで連携体制を確保している。

大学及び大学院の専任教員数は設置基準を満たし、求める教員像や教員組織の編制方針及び教育課程等に則して適切に配置している。学生による授業評価アンケートを行い、教員の授業改善、能力開発、意欲向上に供している。

「学校法人日本歯科大学 SD 推進委員会規程」を整備し、「SD 実施要綱」に基づき職員の資質・能力向上を組織的に図っている。

研究に必要な個人研究室や共同研究室などの施設や研究設備を整備して、「研究倫理規程」や「講座研究費の支給および取扱規則」等を定め、適切に研究支援を行っている。

〈優れた点〉

- 精緻な教員評価要項を制定し、またその教員評価の結果を「ベストレクチャー賞」や「ベストティーチャー賞」といった表彰制度や賞与・昇任審査などの待遇・人事に活用していることは、評価できる。
- 研究活動のため、研究設備の整備のほか研究倫理等の各種講習会の実施など、十分な支援が行われていることは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「学校法人日本歯科大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に各法令に従う旨を掲げるとともに、諸規則を遵守し、健全かつ着実な経営に努め、またこれを維持している。環境保全や個人情報保護、ハラスメント防止に係る規則等を定め、厳正に運用するとともに、安全にも配慮している。理事会は寄附行為に基づき定期的に開催し、使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制を整備し、適切に機能している。法人幹部と大学管理部門役職者から構成する「学校法人日本歯科大学法人運営検討委員会」を設置し、法人及び大学の意思決定を円滑に図る体制を整えている。また、寄附行為において理事長の職務を明確にし、リーダーシップが発揮できる内部統制環境を整備している。中期事業計画を定め、これに基づき適正な財務運営を行い、安定した財務基盤を確立している。会計処理を適正に行うとともに、会計監査は外部の公認会計士及び監事によって厳正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

学長のもと、「全学内部質保証推進組織」を設置して全学的な方針を明示し、生命歯学部長を委員長とする「自己点検評価実施委員会」を設置して恒常的な組織体制を整備している。

「自己点検・評価規程」に、各部門において自ら点検及び評価を行う旨を規定し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う実施委員会の構成員として、両生命歯学部長を委員長に、各部署の管理者を委員として、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を担保し、またその結果を学内で共有し、社会にも公表している。各部署でエビデンスになる基礎データの把握、収集、分析を行い、各種委員会で検討した後に、自己点検評価実施委員会で再度検証する体制を整えている。

自己点検・評価の結果等を教育、臨床、研究をはじめ大学運営全体の改善と向上につなげるために、多方面から検討、評価を行うことで内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、「自主独立」を建学の精神とし、「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」という明治 40(1907)年の建学以来の大学の目的を忠実に継承して、適切に教育・研究を行うとともに、理事長及び学長の強力なリーダーシップにより、堅実な大学運営を行っている。我が国で最も多くの歯科医師を輩出している教育機関として、時代の変化にも対応し、継続的な検証と改善を行う体制は高く評価され、他大学の模範となっている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.安全・安心な再生医療に向けた多職種連携と社会貢献」「基準 B.在宅歯科医療に特化した無床歯科診療所（在宅ケア新潟クリニック）の開設と地域包括ケアで活躍できる人材の育成」「基準 C.国内唯一の歯科大学併設の認知症カフェ(N-Cafe Angle)による教育と社会貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

「自主独立」を建学の精神とし、使命・目的及び教育目的は学則及び大学院学則に明確に定め、具体的かつ簡素に文章化し、ホームページや大学案内、入学試験要項、学則、学生便覧等で公表している。

教育の基本理念を達成するために 10 項目の具体的教育目標を定めている。目的と教育目標は、医療人としての態度やコミュニケーションを重要視しており、建学以来不変の使命と精神を踏まえている。

教育手法の進歩やその時代の要求に応じた特徴ある医療人の育成を教育目標としており、時代とともに見直しを行うなど変化に対応している。

##### 〈優れた点〉

○明治 40(1907)年の建学以来、長きにわたる伝統を継承しつつ、学部や研究科の名称を変更し、教育目標を時代の変化に対応すべく努力している点は評価できる。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は教職員に対して示され、役員については理事会等で内容を確認し、意思統一を図り、理解と支持を得ている。建学の精神、大学の基本理念及び教育目標は、ホームページ、入学試験要項、大学案内、学生便覧等に記載し、入試説明会、入学時オリエンテーションや市民向け公開講座等でも説明するなどして学内外へ広く公表している。

建学の精神、目的及び教育目標は、中期事業計画、アクションプラン及び三つのポリシーに反映されている。

使命・目的を達成するために必要な学部・学科・研究科の組織は適正に設定され、的確に運用している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・研究科ごとに建学の精神及び教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや入学試験要項などに明記するとともに、オープンキャンパスや入試説明会においても説明している。

アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を適切な体制のもとで実施するとともに、全ての入学試験において面接試験を課すことにより、学生の受入れ方針に沿った学生を選抜している。

学生受入れについては、一般社団法人日本私立歯科大学協会の募集人員削減申合わせに応じた募集定員を設定し、募集定員に沿って適切に入学生及び在籍学生を確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学年に学年主任及び副主任を配置し、教務部・学生部の職員と連携した教職協働による学修支援体制を整備している。オフィスアワーも全学的に実施し、開催場所や日時をシラバスに明示している。

6年次には、大学院生を人的資源としたTA制度を設けて、手厚い学修支援を行っている。また、新潟生命歯学部では、1・2年次にサポーターとして若手教員を配置し学修を支援している。

障がいのある学生に対しても、学修支援・生活支援・施設整備等の配慮をしている。

なお、中途退学者及び留年者対策として、低学年からの徹底した指導を行っており、今後の成果を期待したい。

〈優れた点〉

○両歯学研究科において、学位の質や研究力を担保するために、研究中間発表会や「English 学内発表会」を実施していることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のニーズや社会的需要等に考慮して、基礎歯学・社会歯学・臨床歯学系科目を体系的・横断的に編成し、キャリア教育の基盤を構築している。また、医療人としての自覚と歯科医師として求められる学修項目についての認識と自学自習を促す行動型学習科目の設定としてPBL(Problem Based Learning)やTBL(Team Based Learning)教育を取入れるとともに、卒業後の進路に係るプロフェッショナルリズム教育を実践している。

附属病院での診療参加型臨床実習では、基礎的臨床技術、必要不可欠な知識、医療人としての態度等が修得できる研修を実施し効果を挙げている。

高学年次生に対しては、卒業後の臨床研修制度について説明し、研修先選択に必要な情報を提供している。

両歯学研究科においても、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

〈優れた点〉

○生命歯学研究科において、知的所有権の重要性についての指導を実施していることは評価できる。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学独自の奨学制度を含めた多様な奨学制度を準備しており、経済的理由による退学及び休学のリスク低減に寄与している。

クラス主任・副主任、サポーター、学年主任・副主任等生活指導教員が定期的に連絡会議を開催し、学生生活全般の支援を行っている。また、学生と教員との双方向性の情報交換機能を有する独自のメール配信システムを整備している。

学生相談室には相談員やスクールカウンセラーを配置して、学生生活におけるさまざまな悩みや問題に対して指導助言を行っている。加えて、保健室には生命歯学部では看護師を、新潟生命歯学部では医科病院医師を常勤で配置して対応に当たっている。

課外活動への支援については、学生会役員と教務部・学生部間の連絡会を開催し、学生の意見・要望を把握している。

#### 〈優れた点〉

○学生相談室において、臨床心理士による予約制のカウンセリング体制を整備していることは評価できる。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

両キャンパスともに校地・校舎は設置基準を満たしており、教育目標の達成のための適切な施設・設備を整備している。管理規則、点検指針等を定め、運営・管理を適切に行っている。

旧耐震基準で建てられた建物については耐震診断を実施し、結果に基づいて耐震補強の実施・計画を行っている。バリアフリー化についても、計画に基づいて進めている。

両生命歯学部とも、適切なクラスサイズで教育を実施し、学生数に対して十分な広さの講義・実習室等を備えている。学生が自習学習等に使用できる IT 機器を配置するとともに、歯科教育用患者ロボットなどの学部の専門性に合わせた適切な環境を整備している。

図書館には十分な蔵書を備えており、学術資料等の蔵書数も確保できている。図書館には専任スタッフを配置し、学生及び教職員に対しての利用環境を整えている。

#### 〈優れた点〉

- 生命歯学部においては、本館エントランスに防災センターがあり、24 時間常駐体制による警備員の巡視が行われ、建物内外にある防犯カメラにより学内の安全性確保が図られていることは評価できる。
- 生命歯学部において、附属病院に歯科医師に必要な技術や救急救命の実習ができるスキルラボ室を設けていることは評価できる。

### 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 〈理由〉

各学年主任・副主任が定期的実施しているホームルームで聴取した学生からの学修環境などに関する希望や意見を委員会や会議で報告し情報共有しており、学修支援に対する学生からの意見をくみ上げるシステムを整備している。

精神的な支援、生活習慣や SNS 依存傾向などの問題に対しては、教職員及び学生相談室の臨床心理士によって対応し、特に深刻な事例については、全学的に対応している。ハラスメントについては「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、対応している。

経済的支援としては、大学独自の奨学制度を含めた各種奨学金の説明を行っている。

施設や設備に関する学生からの意見や要望は、各学年の学年主任・副主任、教務部・学生部職員が聞取り迅速に対応している。なお、大学と学生間の連絡システムとして、e ラーニングシステムや学生指導支援システムを整備している。

### 基準 3. 教育課程

#### 【評価】

基準 3 を満たしている。

### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

**【評価】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**〈理由〉**

両生命歯学部・両歯学研究科とも、教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを定め、入学試験要項やホームページ上に公表して学生や教職員、社会一般への周知を図っている。

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、留級、卒業認定、修了認定の判定基準を定め、シラバスや学生便覧、各科目の授業開始前のオリエンテーション等で周知している。なお、成績評価の割合をシラバスに記載することが現在検討されている。

両生命歯学部では進級や留級、卒業判定は教授会の議を経て学長がこれを決定している。また、両歯学研究科では各科目について所要単位を定めて単位を認定し、予備審査及び研究科委員会における本審査によって合否決定している。加えて、博士論文をインパクトファクター(IF)誌に公表するよう学生を指導するなど、両生命歯学部・両歯学研究科とも各認定基準を厳正に適用している。

**〈参考意見〉**

○両生命歯学部において、科目ごとの成績評価項目はシラバスに記載されているが、具体的な成績評価基準や事前に必要な学修の内容についても、シラバスに明示するなど早急な対応が望まれる。

**3-2. 教育課程及び教授方法**

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

**【評価】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**〈理由〉**

両生命歯学部・両歯学研究科とも、教育目的を踏まえ、かつディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを定め、大学案内やホームページに明示して周知を図っている。また、カリキュラム・ポリシーに則して必要な科目を適切に配置し、教育課程を体系的に編成している。

両生命歯学部においては人文系を含んだ教養系科目の教育を実施し、また、PBLやTBL、LBP(LTD Based PBL)などのアクティブ・ラーニング、情報リテラシー型授業、少人数制体験型研究実習、診療参加型臨床実習における学外施設の活用など教授方法が工夫している。両歯学研究科においても一般教養科目として「医療統計」や「Critical Thinking」「歯科統計学」を実施している。また、教育開発委員会等を組織し、教授方法の改善を進めるための体制を整備し運用している。

#### 〈優れた点〉

○病院実習と並行して生命歯学部では「口腔リハビリテーション多摩クリニック」、新潟生命歯学部では「訪問歯科口腔ケア科」や「在宅ケア新潟クリニック」などを活用し、訪問歯科診療や口腔リハビリテーション、食育を実践から学ばせていることは評価できる。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

両生命歯学部・両歯学研究科においては、現在アセスメントプランの作成について検討が進められており、三つのポリシーを踏まえた学修成果について点検・評価する方法の確立に取り組んでいる。両生命歯学部では学内試験結果や共用試験結果、歯科医師国家試験結果を「歯学教育支援センター」や「試験問題事後評価解析委員会」で分析し、その内容を教務部・学生部で検討した後、管理部署と関係委員会にフィードバックしている。また、学生からの授業評価については、教員評価システムを介して教員にフィードバックしている。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う授業形態変更による学修成果についても詳細に検証している。両歯学研究科においては、学位論文合格から学修成果を最終判定し、結果を学生や指導教員にフィードバックすることによって、研究の質的向上に活用している。

### 基準 4. 教員・職員

#### 【評価】

基準 4 を満たしている。

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

校務の最終決定権が学長にある旨を明確にし、大学運営の責任者として全学の意思統一を図りつつ、学長の補佐として副学長を置き権限と責任を明確にして機能しており、使命・目的達成に向けて学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

学生の懲戒の手続きには課題はあるものの、学部内連絡会議は学部における意思決定機関として教授会での重要事項等の審議が円滑に運ぶよう支援しており、また、当会議には学長がオブザーバーとして出席し大学の基本方針や教授会での決定事項等を伝え必要に応じ教授会に付議する等、大学の意思決定における権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを行っている。

「学校法人日本歯科大学事務分掌規程」を整備して各部署の分掌事項を明確にし、適切な職員配置と役割分担のもと連携体制を確保し教学マネジメントの機能性を維持している。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒については、学則、学生便覧等に示しているものの、その方法や判断基準、審議機関等、学生の処分の手続きについての定めが不十分であり、改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の専任教員数は設置基準を満たし、求める教員像や教員組織の編制方針及び教育課程等に則して適切に配置している。教員の採用については、「日本歯科大学教員の採用選考内規」及び「日本歯科大学教員選考資格基準」を定め、採用要項に沿って適切に運用している。また、教員の昇任については規則を定め、加えて精緻な教員評価要項を制定して、教員評価の結果は表彰や待遇・昇任審査に反映し活用している。

両生命歯学部では学生による授業評価アンケートを行い、結果を教員にフィードバックすることで教員の授業改善、能力開発、意欲向上に供している。両生命歯学部・両歯学研究所では教員研修の取組みとその見直しを組織的に実施し、教育の質の向上に努めている。

〈優れた点〉

○精緻な教員評価要項を制定し、またその教員評価の結果を「ベストレクチャー賞」や「ベストティーチャー賞」といった表彰制度や賞与・昇任審査などの待遇・人事に活用していることは、評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

一般社団法人日本私立歯科大学協会が主催する研修会や産学官連携セミナー、商工会議所など外部の機関・団体等が開催する各種のセミナー等にも職員を参加させているほか、学内ワークショップ及び講演会への参加を推奨し、教育・研究についても教員への協力ができる職員の育成に努めている。

SD の重要性を理解してもらうため、職員に対しては連絡会議等を利用して説明や周知に努めており、対象職員が参加できない理由が明確な場合は事務部長の許可を得ることとしているほか、外部講習に参加した若手職員が講師となって SD 企画・開催まで行わせているなど、全職員が関わるよう配慮している。

「学校法人日本歯科大学 SD 推進委員会規程」が整備され、「SD 実施要綱」に基づき職員の積極的な参加を促す各種の取組みに努めている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

両生命歯学部において、研究に必要な個人研究室や共同研究室などの施設や研究設備が整備されており、「研究倫理規程」を定めて、毎年研究に携わる者全員の参加を義務付けた講習会を開催し厳正に運用しているとともに、e ラーニングによる初任者講習を実施している。

外部資金を積極的に獲得するため、教員評価の研究業績評価項目に「外部研究費の実取得額」を設けており、加えて、科学研究費助成事業獲得に向け、希望者に申請書類の添削を行うなど申請内容をブラッシュアップする仕組みを作り、研究支援を行っている。

「講座研究費の支給および取扱規則」等必要な規則が整備され、各年度初めに教員の役職等に応じ、研究費が配分されているほか、研究推進委員会では、研究者が企画する研究プロジェクト立上げを推奨するとともに、学内で研究の公募を行い、優れた企画に研究費を配分するなどの支援も行っている。

〈優れた点〉

○研究活動のため、研究設備の整備のほか研究倫理等の各種講習会の実施など、十分な支援が行われていることは評価できる。

**基準 5. 経営・管理と財務**

**【評価】**

基準 5 を満たしている。

**5-1. 経営の規律と誠実性**

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

**【評価】**

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に各法令に従う旨を掲げ法令を遵守するとともに、諸規則を遵守し、健全かつ着実な経営を維持している。

また、寄附行為に基づき、理事会及び評議員会において重要課題等を審議決定し、確実な業務の遂行と目的の実現に向けた努力を継続するとともに、使命・目的を達成するため、教授会等各種委員会を中心に教育環境の保全、教学運営、学生支援活動において目的に沿った実態の分析、課題への対応の検討を継続している。

環境保全、個人情報保護、研究倫理、利益相反管理及びハラスメント防止に係る規則を制定し、厳正かつ適正に運用している。安全への配慮については、規則を制定して体制を整備し、防災センターの配置や常駐の委託設備員による施設・設備のメンテナンス、法定点検、消防計画書に基づき自衛消防隊を組織して防災訓練を行う等危機管理に努めている。

**5-2. 理事会の機能**

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価】**

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事は、法人内の責任者から理事長、学長、副学長、東京短期大学学長を寄附行為にのって選出し、外部の学識経験者を加えた5人で構成し、円滑な情報交換のもと、機動的でかつ健全な法人運営を図る体制を整えている。

理事会は寄附行為に基づき定期的に開催しているほか、役員の出席状況も良好であり、使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制を整備し、適切に機能している。

また、私立学校法に基づき中期事業計画を理事会において制定し、適切かつ確実に執行している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人幹部と大学管理部門役職者から構成する「学校法人日本歯科大学法人運営検討委員会」を設置し、法人及び大学の意思決定を円滑に図る体制を整えている。また、寄附行為において理事長の職務を明確にし、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。法人及び大学の各管理運営機関の意思決定に関しては、部局長級を構成員とする各会議において、出席所属長を介して教職員の提案等をくみ上げる仕組みが整っている。

評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員で構成し、理事会において審議する重要事項について諮問して、法人及び大学の管理運営機関の相互チェックを行う体制を整え、適切に運営し機能している。監事は評議員会の意見を聞いて選出しており、監査報告書の一部に記載の不備があるものの、理事会及び評議員会に出席して、法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況等に対し意見を述べるほか、職務を適切に執行している。

〈参考意見〉

○監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、私立学校法第37条の3で求められている各事項について監査を行っているが、監査報告書では理事の業務執行の状況に関する監査状況が確認できないので、実情に応じ適切な内容とすることが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期事業計画は、評議員会の意見を聴取した上で理事会において決定しており、教育、研究、診療、財務、施設設備等の将来計画を網羅し、各年度の事業計画に反映するとともに、この事業計画を視野に入れた適切な財務運営を行っている。

近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う医療収入の減少などの理由により支出超過が続いているものの、財務運営に関して最悪の状況までシミュレーションを行うとともに、予算執行の見直しを実施するなど歳出削減等の各種の取組みにより、今年度の医療収入は増収に転じている。

使命・目的及び教育目的の達成のための収支バランスは一定程度確保されており、安定した財務基盤を確立している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人日本歯科大学経理規程」等に基づいて適正に会計処理を行っており、会計処理や税務関係について不明な点があれば随時公認会計士に連絡をとって確認を行うなど会計処理は適正に実施している。

公認会計士による会計監査は、毎月、収支内容及び経理関係の計算書類等の確認を行っており、厳正に実施している。

監事による監査は、予算編成時及び決算時に、2人の監事のほか公認会計士も同席して法人の業務及び財務運営や財産の状況に関して実施しているほか、監事は理事会に出席し、法人の運営管理に関する理事会の意思の確認に努めており、会計監査体制を整備して厳正に実行している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関して、学長のもと、「全学内部質保証推進組織」を設置して、全学的な方針を明示している。また、規則に基づき両生命歯学部長を委員長とする「自己点検評価実施委員会」を設置し、学長の指示を受け実施しており、恒常的な組織体制を整備している。

教育、研究、診療の改善と教員の意欲を高め、大学の活性化を図ることを目的とした教育研究活動に関する質保証は、学長直下の「教員評価委員会」が取扱い、適正に行っている。

大学に関する教育、研究については、教授会、大学院研究科委員会、病院運営会議、学部内連絡会議、カリキュラム委員会、研究推進委員会等の委員会が主体となり、2年ごとに実施する自己点検・評価の結果の確認と改善点の抽出に努めている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価規程」に、各部門において自ら点検及び評価を行う旨を規定し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う「自己点検評価実施委員会」の構成員として、両生命歯学部長を委員長に、各部署の管理者を委員として、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を担保している。

自己点検・評価の結果は、学内で共有し、ホームページに掲載することで社会にも公表している。各部署でエビデンスになる基礎データの把握、収集、分析を行い、各種委員会で検討した後、データの分析及び自己点検・評価の原案は「自己点検評価実施委員会」で再度検証しており、体制を整えている。

令和元(2019)年度に IR 委員会を設置して、各部署で行っていたデータの収集及び分析業務を大学全体で一元管理化できるよう努めている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教授会、大学院研究科委員会に提示された自己点検・評価報告書をもとに、課題等を把握し、各種委員会等で改善点を議論して、その結果を教育の改善・向上に反映している。

それぞれの組織から挙げた改善点は、重要度、緊急度、難易度を踏まえて検討され、理事会の審議を経て次年度のカリキュラム及び事業計画に反映されている。

自己点検・評価の結果等を教育、臨床、研究をはじめ大学運営全体の改善と向上につなげるために、多方面から検討、評価を行うことで内部質保証の仕組みが機能している。

#### 〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性において改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性からも対応が望まれる。

### 大学独自の基準に対する概評

#### 基準 A. 安全・安心な再生医療に向けた多職種連携と社会貢献

##### A-1. 歯の細胞バンクの活動報告

- A-1-① 歯の細胞バンク設立の背景
- A-1-② 歯の細胞バンクの設立
- A-1-③ 歯の細胞バンク認定医講習会の開催
- A-1-④ 歯の細胞バンクコーディネーター講習会の開催
- A-1-⑤ 日本歯科大学附属病院（東京）・新潟病院に歯の細胞バンク外来を開設
- A-1-⑥ 歯の細胞バンクの運営と現況
- A-1-⑦ 各種講演・シンポジウム、メディア等による啓発活動

##### A-2. 再生医療等安全性確保法への対応（1）

- A-2-① 特定認定再生医療等委員会の設置の背景
- A-2-② 日本歯科大学特定認定再生医療等委員会の認定
- A-2-③ 同委員会による歯の細胞バンク提供計画の審査・承認
- A-2-④ 同委員会の3年更新認定と教育研修

##### A-3. 再生医療等安全性確保法への対応（2）

- A-3-① 細胞培養加工施設の設置の背景
- A-3-② 日本歯科大学細胞培養加工施設（CPF）の建設と施設許可
- A-3-③ CPFの管理・運営状況
- A-3-④ CPFの5年更新申請とPMDAによる書面及び実地調査

#### 【概評】

再生医療の医療インフラになる細胞バンクの必要性に着目し、「歯の細胞バンク」を設立している。「歯の細胞バンク」の運用に当たっては、再生医療等安全性確保法に従い、「日本歯科大学特定認定再生医療等委員会」の承認及び関東信越厚生局による CPF の施設許可に基づき実施している。定期的に「歯の細胞バンク運営会議」を開催し、「歯の細胞バンク」及び細胞培養加工施設の円滑な運営を図っている。

「歯の細胞バンク認定医講習会」を通じて、認定医登録を希望する歯科医師並びに医師を認定医とするとともに、認定医をサポートする歯科衛生士、歯科技工士とも協同する「多職種連携」を実現している。

また、学会等での講演、シンポジウム及び紙上発表などの機会を通じて精力的に情報を発信しており、「歯の細胞バンク」及び再生医療に関する啓発活動に努めている。

「歯の細胞バンク」を設立し認定医制度や「歯の細胞バンク外来」を運用するなど、再生医療に貢献する独自の体制を整えており、今後の成果に期待したい。

「歯の細胞バンク」が対象とする再生医療を提供するための審査委員会として、日本の私立大学で初めて厚生労働大臣の認定を受けた「日本歯科大学特定認定再生医療等委員会」を設置している。

大学は認定委員会設置者として委員会の委員や事務を行う者に対して、厚生労働省から委託を受けた組織・団体が主催する教育研修会を開催し、委員会関係者の知識及び能力向上を図っている。再生医療等安全性確保法への対応が十分になされた特筆すべき取り組みである。

再生医療等安全性確保法に基づき、歯科大学として初めて国の許可を得た細胞培養加工施設を生命歯学部に建設し、関東信越厚生局への手続き、調査及び報告等を適切に行っている。万全な管理体制のもとで適切に運営されており、今後の発展を期待したい。

## **基準B. 在宅歯科医療に特化した無床歯科診療所（在宅ケア新潟クリニック）の開設と地域包括ケアで活躍できる人材の育成**

### **B-1. 在宅歯科医療に特化した無床歯科診療所（在宅ケア新潟クリニック）の開設と地域包括ケアで活躍できる人材の育成**

- B-1-① 新潟病院の在宅歯科医療における実績と社会貢献
- B-1-② 在宅歯科医療の普及・拡充のための無床歯科診療所の開設
- B-1-③ 地域包括ケアで活躍できる人材育成のための教育・研修

#### **【概評】**

昭和 62(1987)年に日本歯科大学新潟病院で発足した全国歯科大学初の在宅歯科往診チームの実績を踏まえ、平成 26(2014)年に訪問歯科口腔ケア科として独立させた。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により対象患者を制限するとともに無料歯科検診は中止となったものの、令和元(2019)年度まで年間約 3,000 人に対する在宅歯科医療と継続的な無料歯科検診を実施し地域医療に貢献している。また、関係専門学会における高齢者歯科医療に関する研究発表や歯科医師会等における学術講演なども行っている。加えて、地域包括ケアにおける歯科の役割を示すとともに病診連携、診診連携あるいは行政との連携をサポートし、既に各地区で行われている訪問診療の後方支援的な役割を担うことを目的として、平成 30(2018)年に訪問診療に特化した無床歯科診療所「在宅ケア新潟クリニック」を新幹線燕三条駅近くに開設した。関係する郡市歯科医師会と良好な協力連携関係を確立し、後方支援病院として地元の基幹病院と協定を交わしたことにより診察圏を広げ、在宅歯科医療の普及及び拡充に努めている。また、多職種に向けて毎年講演

を兼ねた報告会を行うとともに、地域の歯科医師会や医療福祉関係者の研修の場として開放している。加えて、新潟県内の各医療圏において設置された在宅歯科医療連携室の中核を担うことを期待される歯科医師や歯科衛生士を対象にプログラム研修の企画運営を行うことや、研修歯科医及び臨床実習生、新潟短大病院実習生の全員を複数回、訪問歯科診療や地域歯科保健フィールド実習に参加させ、治療や口腔内清掃、バイタルサイン測定を実施させるなど、地域包括ケアで活躍できる人材育成のための体制を整え、高い成果を挙げている。

## 基準 C. 国内唯一の歯科大学併設の認知症カフェ (N-Cafe Angle) による教育と社会貢献

### C-1. 国内唯一の歯科大学併設の認知症カフェ (N-Cafe Angle) による教育と社会貢献

#### C-1-① 認知症カフェ (N-Cafe Angle) 開設の目的

#### C-1-② 認知症カフェ (N-Cafe Angle) の活動実績と教育効果

#### 【概評】

平成 28(2016)年度から新潟生命歯学部において、1 年次の「プロフェッション」の授業で認知症サポーター養成プログラムを実践し、認知症サポーターのオレンジリングを配布した。加えて、次のステップとして、歯科医師を目指す学生が早い段階から高齢者やその家族と触れ合うことを目的に、平成 30(2018)年 12 月に「認知症カフェ(N-Cafe Angle)」を学内に開設した。国内唯一の歯科大学併設の認知症カフェとして特筆すべき取り組みである。毎回チラシを作成し、ホームページ、学内数か所にポスターを展示するとともに、メディアでは新潟の地方紙でも取上げられている。カフェの企画及び運営は訪問歯科グルンドを中心にボランティア学生も参加して行い、認知症サポーターキャラバンメイト、認定心理士の認知症関連資格を持つ教員 3 人がアドバイザーとして協力している。カフェの開催は月 1 回を目標とし、平成 30(2018)年 12 月の第 1 回から令和元(2019)年 12 月まで毎月開催されている。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大で中止、令和 3(2021)年度は 5 月にウェブ開催となったものの、参加者が回を重ねるごとに増加し、また、参加学生の満足度も高いことから、今後更なる拡充や発展が期待される。